

# 会 議 要 旨

1 開 会 午後3時00分

2 平成28年4月定例教育委員会会議録の承認

事前に配布されている会議録について、異議がないか確認のうえ承認。

3 委員及び教育長の報告

(教育長)

委員及び教育長の報告ですが、委員の皆様から報告はございませんか。

(長田委員)

4月22日に県の幹事会がございましたので、その報告をいたします。まず、全国教育委員会連絡協議会の表彰者についてですが、熊毛地区からは屋久島町の川原高男教育長が表彰を受けることになりました。県内では14人の該当者がございました。協議の主な内容は、5月25日に開催されます定期総会の議案についての事前打ち合わせということでございました。

(教育長)

それでは教育長からの報告が5件ありますので、担当課長より報告をさせます。まず、報告第7号地区公民館長及び自治公民館長の委嘱について、社会教育課お願いします。

(総務課長)

報告の前に、本日、社会教育課長が地区の社会教育関係会議のため屋久島町の方に出張しておりますので、沖田課長補佐に出席をお願いしております。

(社会教育課沖田課長補佐)

それではご説明をいたします。報告第7号地区公民館長及び自治公民館長の委嘱についてです。西之表市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、臨時代理した地区公民館長及び自治公民館長の委嘱について、同条第2項の規定により別紙のとおり報告します。提案理由として、2ページから4ページの方々を地区公民館長及び自治公民館長として委嘱したものです。任期は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までであります。特に、地区公民館長につきましては、下西地区公民館長と立山地区公民館長が交代をしております。

(教育長)

地区公民館長及び自治公民館長の委嘱についての報告でございました。質問はございませんか。

(委員)

ありません。

(教育長)

それでは次にまいります。報告第8号西之表市立図書館協議会委員の任命についてです。社会教育課お願いします。

(社会教育課沖田課長補佐)

報告第8号西之表市立図書館協議会委員の任命についてです。西之表市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、臨時代理した西之表市立図書館協議会委員の任命について、同条第2項の規定により次のとおり報告します。提案理由として、西之表市立図書館協議会委員の任期が満了となったことに伴い任命したもので、任期は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までであります。上西小学校の大迫校長、種子島中学校の久見瀬教諭、利用者代表の芝さんは新任で、他の方は再任となっております。

(教育長)

図書館協議会委員の任命についての報告でした。質問はございませんか。

(委員)

ありません。

(教育長)

それでは西之表市社会教育委員・公民館運営審議会委員の委嘱について、社会教育課お願いします。

(社会教育課沖田課長補佐)

報告第9号西之表市社会教育委員・公民館運営審議会委員の委嘱についてです。西之表市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、臨時代理した西之表市社会教育委員・公民館運営審議会委員の委嘱について、同条第2項の規定により別紙のとおり報告します。提案理由として、西之表市社会教育委員・公民館運営審議会委員の任期が満了となったので、委員を委嘱したもので、任期は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までです。

(教育長)

西之表市社会教育委員・公民館運営審議会委員の委嘱についての報告でした。質問はございませんか。

(委員)

ありません。

(教育長)

それでは次の報告に移ります。報告第10号スクールガードリーダーの委嘱について、学校教育課お願いします。

(学校教育課長)

報告第10号スクールガードリーダーの委嘱についてであります。西之表市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、臨時代理した平成28年度スクールガードリーダーの委嘱について、同条第2項の規定により次のとおり報告します。スクールガー

ドリーダー名簿にありますように3名の方を委嘱するものです。提案理由として、スクールガードリーダーの任期が平成28年3月31日で満了となったことに伴い、平成28年度のスクールガードリーダーを委嘱したものです。任期は、平成28年5月1日から平成29年3月31日までであります。

(教育長)

これについて質問はございませんか。

(委員)

ありません。

(教育長)

それでは次の報告に移ります。報告第11号西之表市災害り災児童生徒学用品支給要綱の一部を改正する訓令の制定について、総務課お願いします。

(総務課長)

報告第11号は、教育長が臨時代理した西之表市災害り災児童生徒学用品支給要綱の一部を改正する訓令の制定について、西之表市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規程により報告するものです。まずこの訓令の改正理由について、ご説明いたします。4月14日から熊本県と大分県で相次いで発生している地震で被災し、本市の上西小・種子島中に2人の児童・生徒が体験入学をしております。本市に居住する児童・生徒が被災した場合、学用品等を支給する制度がありますが、今回のようなケースに対応できる規定がなかったため訓令の一部を改正し、本市以外で被災し本市に避難してきた児童・生徒についても、この訓令の規定により就学を支援することができるようにしたものです。続きまして、改正の中身についてご説明をいたします。第1条では、「本市内で発生した」を削り、本市以外で発生した災害にも適用できるよう改めました。第2条では、第1項第2号に学用品の支給の対象となる災害として、「本市以外で発生した自然災害で教育委員会が認定したもの」を追加しました。また、第2項において、学用品の支給の対象者について規定をしております。附則として、この訓令は平成28年4月21日から施行することとしております。なお、給食費についても、4月22日に開催された熊本地震災害支援対策会議において支援することが決定されましたので、東日本大震災の対応にならって、就学援助費の中で対応したいと考えております。以上で説明を終わります。

(教育長)

災害り災児童生徒学用品支給要綱ですけれども、対象者が被災時に本市に居住していた児童生徒の保護者となっており、本市以外で災害にあった児童生徒については対象としていなかったのですが、このような災害の場合そうもいかないだろうということで、要綱を改正したところです。上西小、種子島中に体験入学している子どもたちはいつまでいることになるんですか。

(学校教育課長)

今度の土曜日まで在籍し土曜授業受け、日曜日にここを立つことになっているようです。

(教育長)

このことについて何かご質問はありませんか。今後、このような子どもたちがあれば、全て今回の対応にならって対応することになるということです。この件はよろしいですか。

(委員)

はい。

(教育長)

以上で報告は終わりました。それでは議事に移ります。議案第3号西之表市「種子島しおさい留学」実施要綱及び西之表市「種子島しおさい留学」補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、学校教育課お願いします。

#### 4 議 事

##### (1) 28議案第3号 西之表市「種子島しおさい留学」実施要綱及び西之表市「種子島しおさい留学」補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

(学校教育課長)

議案第3号は、西之表市「種子島しおさい留学」実施要綱及び西之表市「種子島しおさい留学」補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、教育委員会の議決を求めるものであります。この要綱につきましては、下記にありますように、第1条西之表市「種子島しおさい留学」実施要綱の一部、第6条第2項中「6万円」を「7万円」に、「3万円」を「4万円」に改め、第2条西之表市「種子島しおさい留学」補助金交付要綱第2条第2項中「30,000円」を「40,000円」に改めるものです。提案理由といたしましては、「種子島しおさい留学」里親への補助金の交付額を増額することにより、里親の負担を軽減し、さらに里親の確保を推進するため、関係要綱を改正しようとするものでございます。

(教育長)

経緯を少し説明しますと、当初、里親への委託料が6万円、内訳は市が3万円、実親が3万円ということでスタートしたところでしたが、その後、28年度から山村留学に係る経費が、国の離島活性化交付金の交付対象事業となり、また南種子町が4月1日からこれまでの委託料に1万円上乗せをするということもありましたので、市長とも協議をした結果、市長の了解もいただきましたので、里親の経済的負担のみならず精神的な負担を軽減し、少しでも里親の確保につながればということで、委託料を引き上げることにしたところです。議会との関係もございますので、6月議会に補正予算を提出するため財政局とも協議を進めているところです。ご意見をお聞かせください。

(委員)

里親への補助金が7万円になるということですか。

(教育長)

そうです。7万円になります。6月補正が認められれば4月に遡って補助をしたいと考えております。

(委員)

中種子町の方はどうですか。

(教育長)

中種子町の状況について、確認しておりませんが、引き上げを行ったということは聞いておりません。

(委員)

提案理由からしても、里親の負担を軽減し、さらに里親の確保を推進するという、良いことだと思います。

(教育長)

よろしいですか。

(委員)

はい。

(教育長)

それでは次の議案第4号西之表市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、総務課長の説明をお願いします。

## (2) 28議案第4号 西之表市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

(総務課長)

議案第4号は、西之表市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてです。まずこの条例の制定理由について、ご説明いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、これにより従来の教育委員長と教育長を一本化した新たな新教育長が設置され、新教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することになりました。新教育長は、市長が議会の同意を得て任命する常勤の特別職の職員となり、新たに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項の規定によりまして、職務専念義務が規定されました。これまで教育長は一般の職員として職務専念義務の免除規定がございましたが、教育長が一般職でなくなることにつきまして、新たに教育長に関する職務専念義務の免除規定を設けることが必要となったため、条例を制定しようとするものです。続きまして、条例の中身についてご説明をいたします。第1条は趣旨規程で、この条例が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項の規程に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めることを規定しています。第2条は、職務に専念する義務の免除です。教育長は、(1) 研修を受ける場合、(2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合、(3) 前2号に規定するほか教育委員会が定める場合は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができると規定しています。附則として、この条例は公布の日から施行することとしています。以上で説明を終わります。

(教育長)

質問はございませんか。

(委員)

この2号の厚生に関する計画の実施とありますが、具体的にどんなことですか。

(総務課長)

これは人間ドックとか、共済組合等が開催するメンタルヘルス研修会などの厚生事業に関するものになります。

(教育長)

よろしいでしょうか。それでは次の議案ですが、別紙で配布されているものになります。議案第5号西之表市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の制定について、総務課の説明をお願いします。

### (3) 28議案第5号 西之表市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の制定について

(総務課長)

議案第5号は、西之表市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の制定についてです。まずこの規則の制定理由について、ご説明いたします。先ほど議案第4号でご説明をいたしました、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、教育長の勤務時間等を新たに規定する必要があるため規則を制定するものです。これまで、教育長の給与・勤務時間等については「西之表市教育長の給与等に関する条例」により規定されていましたが、この条例が法改正に伴い廃止されたため、新たに勤務時間等について規定するものでございます。給与については、別途特別職の給与条例がございまして、その中に追加がされております。続きまして、条例の中身についてご説明をいたします。第1条は趣旨規程で、この規則は、教育長の勤務時間その他の勤務条件について定めることを規定しています。第2条は、勤務時間その他勤務条件で、教育長の勤務時間その他の勤務条件については、別に定めるもののほか、一般職の職員の例によることを規定しています。附則として、この規則は公布の日から施行し、新教育長に移行した平成27年10月25日から適用することといたしております。以上で説明を終わります。

(教育長)

勤務時間が一般職の職員と同じになったということと、職務専念義務が課せられたということから、年休とか特別休暇とかそういった処理についても一般職員と同じ取り扱いにするための規則でございます。質問はございませんか。よろしいでしょうか。以上で提案された議案についての審議を終わります。

## 5 委員から出された動議討論等

(教育長)

委員の皆様から審議をしたいということはありませんか。

(委員)

ありません。

## 6 行事实施状況及び行事予定

(教育長)

それでは6番の4月の各課の行事实施状況について説明をお願いします。

(各課長)

各課等の4月の行事实施状況について、資料に基づき説明を行った。

(教育長)

4月の行事实施状況について説明がありました。委員の皆様か質問がありましたらお願いします。

(委員)

4月22日に熊本地震災害支援対策会議が開催されていますが、どのような内容だったのでしょうか。西之表市からのボランティア派遣とかあったのでしょうか。

(総務課長)

この会議は、西之表市が熊本地震災害の支援に向けてどのような対応を行うかということで、義援金の問題とか支援物資などについて話し合いがなされました。ボランティアについては、熊毛地区消防組合から災害派遣として職員を派遣していること、市の商工会青年部が支援物資を届ける準備を行っていることが報告されました。

(委員)

各家庭から義援金を募るといような話はなかったのでしょうか。

(総務課長)

各家庭からの義援金を募ることについては、東日本大震災の時にはそのような取り組みをしましたが、色々な問題もあったということで、今回は、各公共施設等に募金箱を置いて、お願いをすることになりました。

(委員)

種子島しおさい留学の説明会が開かれています。前年度の反省のようなものはなかったのでしょうか。

(教育長)

私の方から説明をいたします。この説明会は、28年度に留学生としてこちら来ている子どもたち6名の実親と里親に出席をしていただき、お互いに実施要綱の確認を行うというものでした。これまで連絡協議会等を何回も開催し、その中で里親の方から色々な要望等もでておりましたので、それをまとめてこの説明会の中で、実親の方にもお願いをしたところです。私の方からは特に、子どもを1年間預けるわけですので、里親の養育方針、その家庭独自のしつけの仕方などを尊重していただきたいということ、長期休業中以外は帰省をさせない、電話についても極力控えてほしいということについて、理解をいただくようお願いをしました。

そのほかにございませんか。

(委員)

ありません。

(教育長)

次に5月、6月の行事予定について、各課から説明をお願いします。

(各課長)

各課の5月、6月の行事予定について、資料に基づき説明を行った。

(教育長)

5月、6月の行事について、各課から説明がありました。質問、もっと詳しく説明を求めたいものがあればお出しください。地教連の総会について事務局説明はよろしいですか。

(事務局)

熊毛地区教育委員会連絡協議会定期総会について事務局より説明を行った。

(教育長)

5月、6月の行事予定について何かありませんか。学校訪問が5月、6月は毎週のように組まれています。委員の皆様にはお忙しい中ですが出席をいただいて、学校の様子、子どもたちの様子をご覧いただいて、ご指導いただければと思っておりますのでよろしくお願ひします。なければこの件についてはこれで終わります。

## 7 当面する教育行政の諸課題について

(教育長)

続いて、当面する教育行政の諸課題について、委員の皆様からごさいませんか。それでは、学校教育課から不登校の状況、問題行動についての報告をお願いします。

(学校教育課長)

不登校の状況、問題行動について説明を行った。

(教育長)

この件について、お尋ねしたいことはありませんか。それでは、その他何かありませんか。

## 8 その他

(圖師委員)

4月18日に開催された教育行政説明会に出席をさせていただきました。たくさんの資料もいただいてきましたが、いつも思うことは教育委員という職をいただいて、いろんな先生方にお会いし触れさせていただき、大変良い勉強になっていると思ひ感謝をしています。説明会の中で教職についている人の割合が100人に1人は教職員であり、色々な課題を抱えている中で、みんなで「あきらめない、ひるまない、そして威張らない」ということを基本にお仕事にあたったっているという話があり印象的でした。

別件ですが、私が教育委員会の代表として明るい選挙推進協議会委員を2年間努めさせていただきました。今年度は任期満了による交替の年になります。協議会より委員の推薦の依頼がありましたので、久留委員にお願いしたいと思いますが皆様いかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

(圖師委員)

それでは、協議会の方へは私の方から久留委員を推薦する旨を報告したいと思います。

(教育長)

圖師委員、有り難うございました。その他ございませんか。

これで5月の定例教育委員会を閉じたいと思います。大変ご苦労さまでした。

**9 閉 会** 午後4時35分